

横浜国大における安全保障輸出管理の取組状況紹介



正門付近

横浜国立大学 研究推進機構

輸出管理Mgr. 山之内雄二

045-339-3193

yamanouchi-yuji-tw@ynu.ac.jp

本稿の記述は著者個人の見解であり、著者の所属する組織と関係するものではありません。
また、その意見を反映するものでもありません。

1. 横浜国立大学の概要
2. 安全保障輸出管理取組紹介
輸出貨物・外国人学生受入運用フローなど
3. 安全保障輸出管理ガイダンス解説
4. 輸出管理トラブル事例紹介
5. 今後の課題

1. 横浜国立大学概要紹介 (2017年5月現在)

▼ 教職員数 : 1036名 (外国人; 28名)

| | | |
|-----|------|-----|
| 内訳; | 教員 | 605 |
| | 附属教諭 | 126 |
| | 職員 | 305 |

▼ 5学部

教育学部
経済学部
経営学部
理工学部
都市科学部

5大学院

教育学研究科
国際社会学府
工学府
環境情報学府
都市イノベーション学府



常盤台キャンパスから横浜港方面の空撮



| | 学生数 | (留学生) |
|----------|------------|----------------|
| 学部学生 | : 7 4 5 8 | (2 0 1 ; 3%) |
| 研究・科目履修生 | : 1 5 9 | (1 1 8 ; 7 4%) |
| 大学院生 | : 2 2 9 8 | (4 9 2 ; 2 1%) |
| 計 | : 9 9 1 5名 | (8 1 1名 ; 8%) |



外国人受入数 (104の国・地域)

| | | | |
|--------------------------|----------|------|--------|
| 学 生 | 1 3 7 5名 | 研究者等 | 3 0 3名 |
| (8 1 1 + 5 6 4 (短期留学等)) | | | |

中 国 7 4 9 (5 4%)

韓 国 1 4 6

ベトナム 6 3

台 湾 3 6

:

中 国 7 6 (2 5%)

マレーシア 3 0

アメリカ 2 7

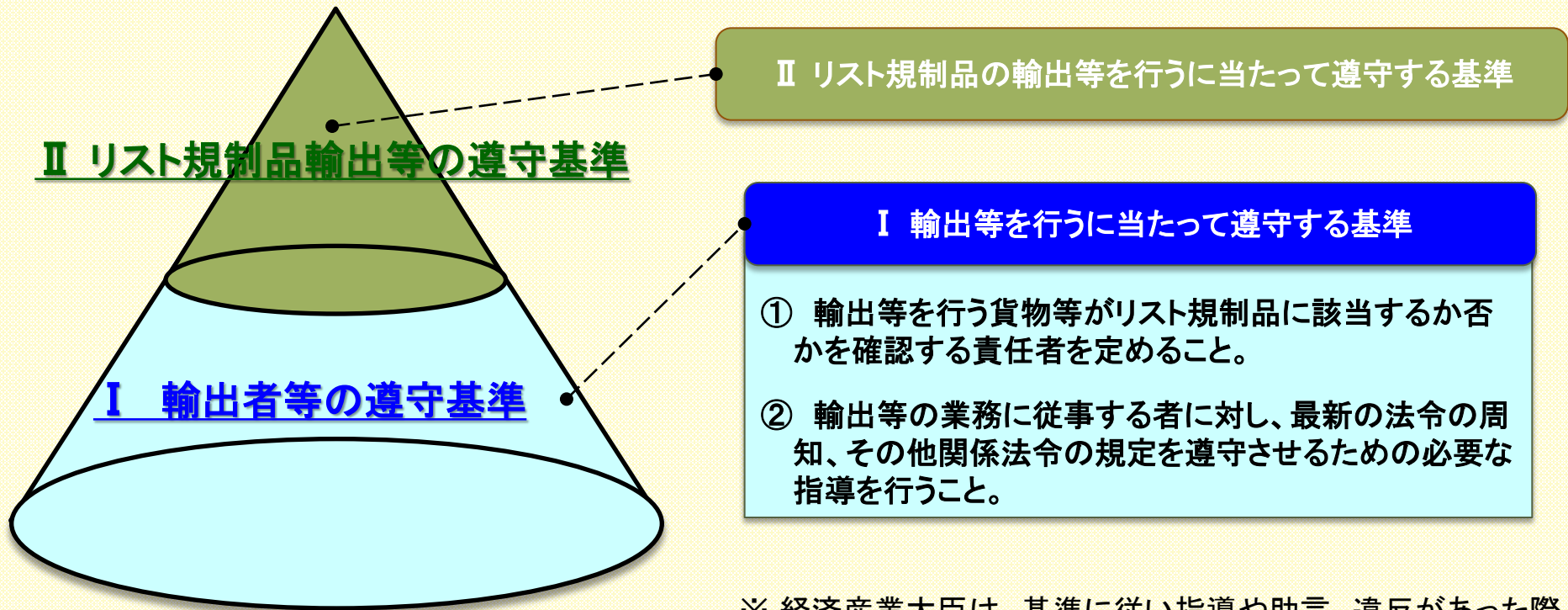
タ イ 1 6

:

2. 横浜国立大学の主要な輸出管理取組履歴

| 年月 | 主な取組 |
|----------|---|
| 2010. 4 | 「輸出者等遵守基準」施行に伴い 安全保障輸出管理体制、運用規程等取り組み着手 |
| 2010. 10 | 輸出管理組織体制確立、学内規程施行など運用開始 |
| 2011. 2 | 各部局の職員向け輸出管理説明会開催 |
| 2011. 12 | 安全保障輸出管理の手引き作成及び配布 |
| 2012. 7 | 国費（大使館推薦）留学生受入審査制度開始 |
| 2013. 4 | 各種輸出管理事前確認シート完成 |
| 2014. 10 | 安全保障輸出管理専任担当者交代 |
| 2015. 2 | 各教授会で輸出管理説明会実施（計8回） |
| 2015. 11 | 輸出貨物一元化(door to door)輸送体制確立 |
| 2016. 4 | 私費留学生受入輸出管理事前審査制度運用開始 |
| 2016. 8 | 輸出管理ガイドンス作成・学内配布 第1回学内輸出管理監査実施（理工系教員への実態検査） |
| 2016. 9 | かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会発足（3回開催/年） （Kanagawa Export Academia Network: KEA Net.） |
| 2017. 4 | 中国軍事4証取得大学を審査対象に追加 |

- 業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行うこと。(外為法第55条の10第4項)
- 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等にあつては、I及びIIの基準を遵守する。なお、特定重要貨物(リスト規制品)等は扱わない輸出者等にあつては、Iの基準のみを遵守する。



※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があつた際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

Ⅱ リスト規制品輸出等の遵守基準

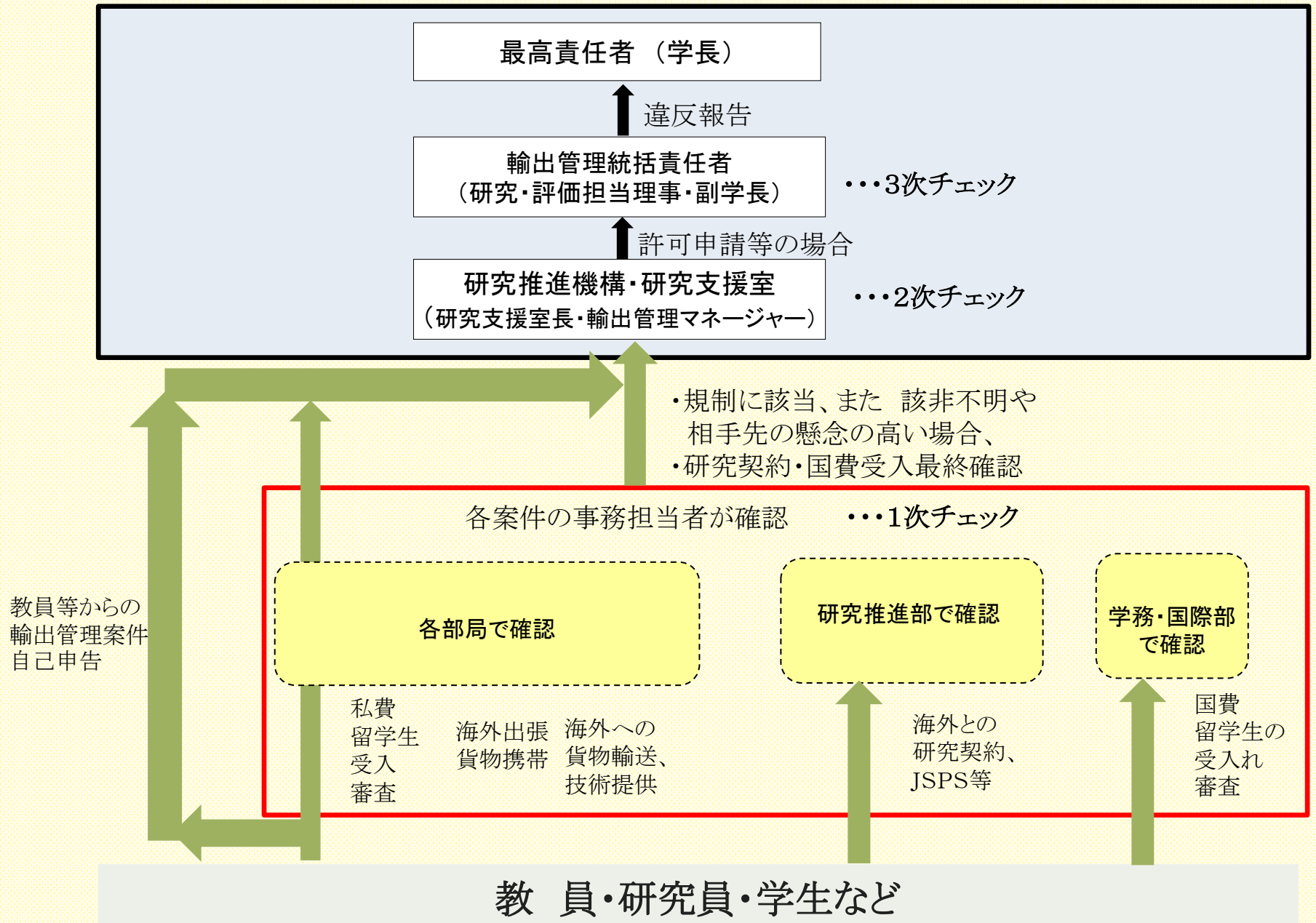
Ⅰ 輸出者等の遵守基準

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

横浜国立大学の輸出管理体制（2010年10月開始）



研究支援室集中型の運用メリット

- ◆ 中規模の大学 及び 単一キャンパスのため運用通達が容易
(周知活動等)
- ◆ 判定から現地配達までの安心・安全・安定のサポート

The diagram shows three colored arrows pointing downwards from the words '安心' (orange), '安全' (green), and '安定' (blue). From '安心', a pink arrow points down to '手続き・書類の負担払拭または軽減'. From '安全', a green arrow points down to '円滑な通関'. From '安定', a blue arrow points right to '早期対応'.
- ◆ 研究室訪問による正確な必須情報の入手
- ◆ 通関業者交渉(輸送費、集荷日程、現地通関等のサービス交渉)
- ◆ 将来の濃淡管理の布石
- ◆ 事務職人事異動の影響が少ない

輸出管理業務判定件数

(研究支援室取扱件数)

| 項目 \ 年度 | 2015 | 2016 |
|--------------|------|------|
| 輸出貨物(出張携帯含む) | 28 | 33 |
| 提供技術 | 5 | 9 |
| 国費留学生受入 | 22 | 4 |
| 私費留学生受入 | 37 | 32 |
| 研究員受入 | 12 | 33 |
| 研究室訪問、事前相談 | 5 | 12 |
| 計 | 109 | 123 |

学長の輸出管理遵守通知（上意下達）

平成 27 年 7 月 6 日

部局長各位

横浜国立大学における安全保障関連事項の対応について（通知）

学長 長谷部勇一

平素から本学の教育研究活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

近年特に、我が国をとりまく安全保障環境が変化し、それに伴って新たな課題が法的、社会的問題として指摘されるようになってきています。そこで、教員の皆様に対して、安全保障関連事項に関して 2 点お願いがあります。

（1）安全保障輸出管理について

近年、大学において国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究が進展しています。このため、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等について規制している外国為替及び外国貿易法（外為法）の趣旨を十分踏まえた輸出管理を的確に行う必要があります。外為法においては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は教員の裁量で自由に行うことができます。

一方で、

- ・ 輸出規制対象の計測機器や試料等の貨物や役務規制対象の技術資料等の海外への持出し
- ・ 海外出張等に際しての技術提供
- ・ 海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供
- ・ 国際的な共同研究等における技術移転
- ・ 規制対象品目以外の輸出貨物の用途・需要者の安全確認

以上の項目には経済産業大臣の許可が必要なものがあります。本学では「国立大学法人横浜国立大学

学長の輸出管理遵守通知（上意下達）

（2）我が国における軍事に関わる研究の取扱いについて

大学は教育と研究を行う場として社会から認められています。大学で進められる全ての研究は、その内容および運営について研究者の判断で自由で進めることが保証されていることはいうまでもありません。しかし一方で、研究に対する自由には社会に対する責任が伴うことを忘れることはできません。

本学では、大学は学生に対する教育機関であることを再認識した上で、以上のような考え方に則して、軍事に関わる研究（応用研究）の実施について慎重に対処したいと思っておりますので、関連の研究を行う場合には研究推進課（内線：3030）までご連絡をお願いいたします。また、軍事に関わる研究に直接つながる外部資金の導入についても同様にご連絡をお願いしたいと考えております。このような場合には、研究担当理事等が事情を伺う場合もありますのでご協力をお願いします。

以上

輸出貨物の現状 (2015年11月開始)

- ①YNUと提携している海外の大学に通関業者を介して計測機器等を送りたい



- ②共同研究している試薬サンプル (小型軽量) をEMSで海外の教授に送りたい



- ③海外での学会発表・展示会などに成果物・資料を持って行きたい



- ・事前確認シートを輸管に送信
- ・メール等で輸管に連絡
- ・部局事務が経由して問合せ

大多数が
適切な手続き

一部に不適切な手続きの存在……?

- ・過去の慣習に従い直接通関業者に直接集荷依頼又は郵便局に持参?

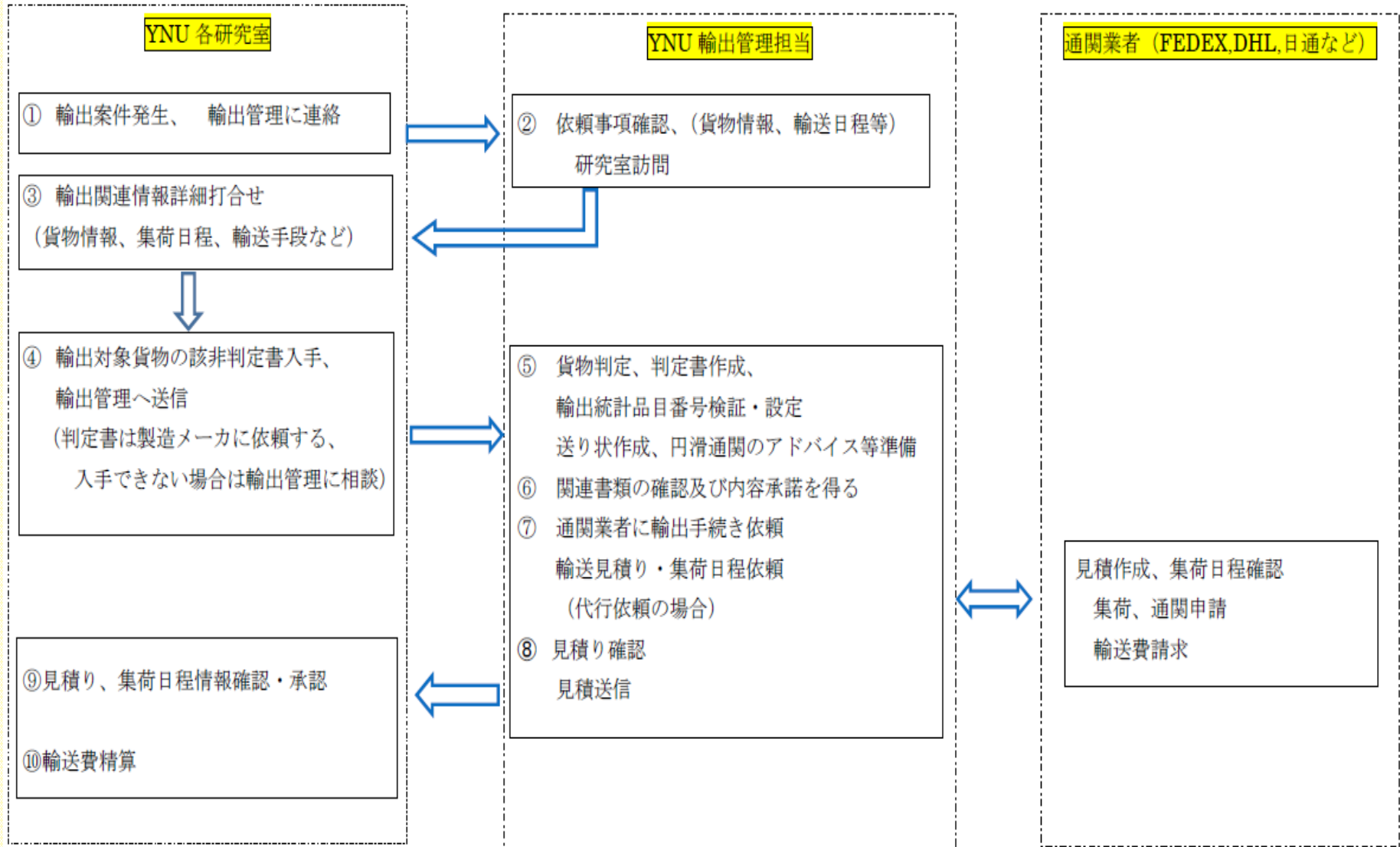
- ・事前確認シートが事後送信

- ・「学会資料は公知」と周知されているため同様に携帯品も無手続きで海外出張?

問題発生後、輸出管理に連絡

輸出手順 : 通関業者利用

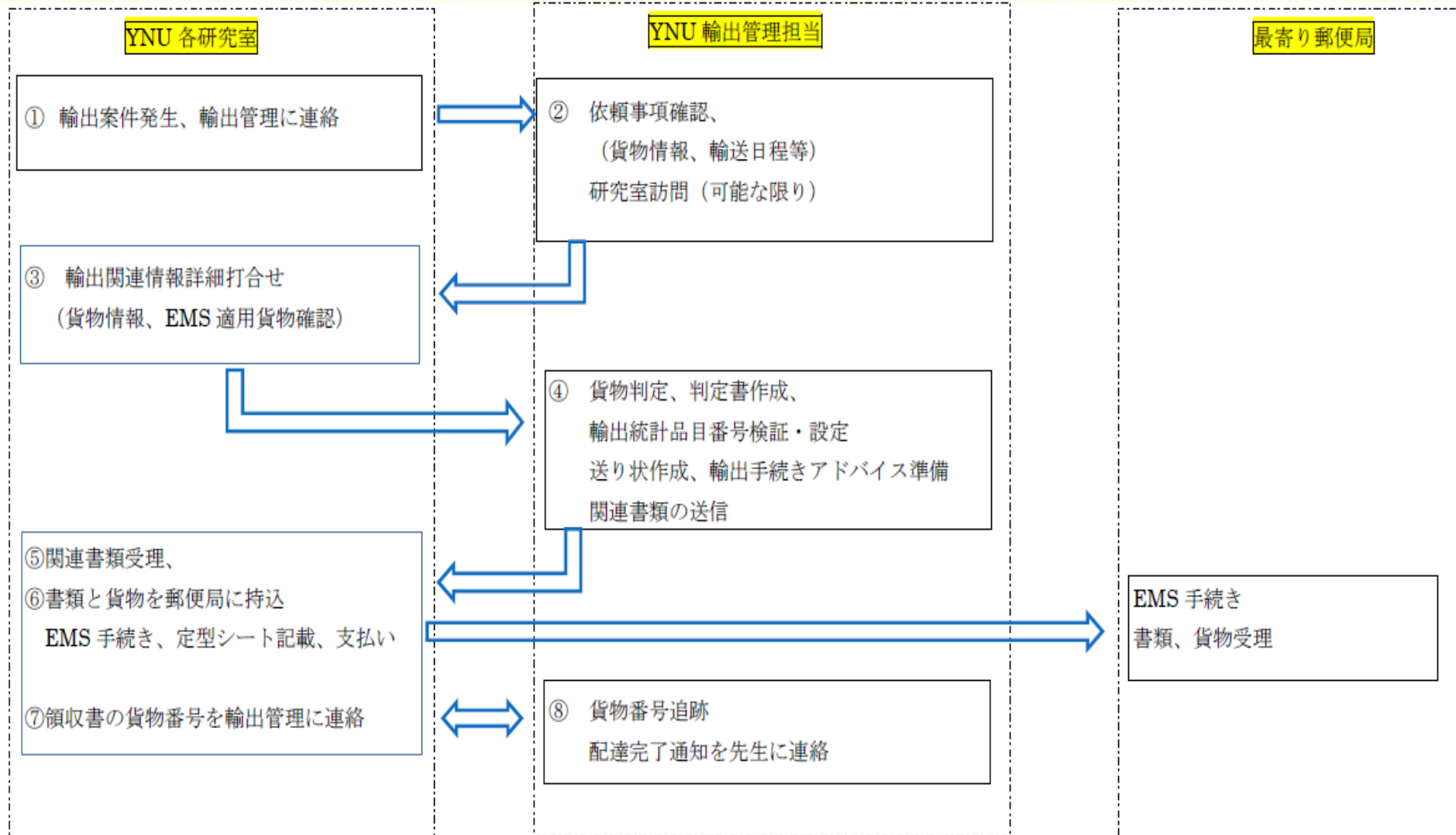
1. 通関業者利用の場合(非該当品の手順)



軽量単品の場合 → 業者またはEMS
重量・大型・複数の場合 → 業者、

輸出手順 : EMS利用

2. EMS利用の場合（軽量単品に限る）



輸出手順 : 海外出張携帯品

3. 海外出張時ハンドキャリーの場合

YNU 各研究室

- ① 海外出張準備
 - ・ 事前確認シート起票
 - ・ 出張申請書類を部局事務に提出
- ② 携帯品を有する場合
 - ・ 輸出管理担当に連絡
(個人使用パソコン、日用品、食料品等は連絡不要です)
- ⑤ 空港税関で出国審査時に書類提示
 - ・ 2通提出、1通は税関押印して返却、現地入管で貨物審査時に提示すれば円滑な通関ができる予定。
 - ・ 持ち帰る場合は輸入消費税が免除
 - ・ 申告価格が30万円以上は業務通関、事前通関許可のため業者に連絡し指示に従う

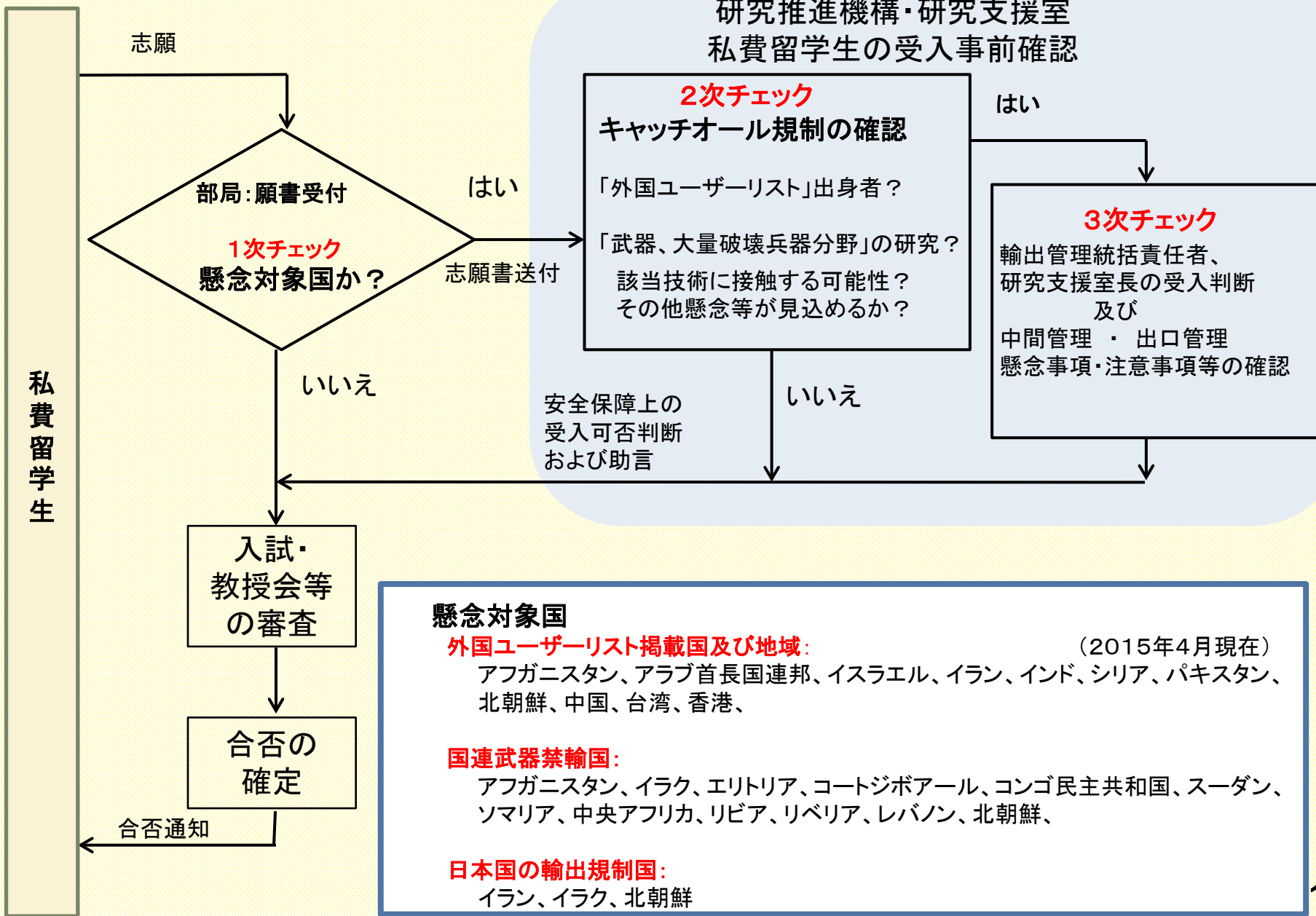
YNU 輸出管理

- ③ 連絡事項確認
- ④ 貨物情報分析判断・該非判定
 - ・ 輸出規制対象貨物の場合、通関用該非判定書作成
輸出申告書準備 (2通)
(税関様式C第5340号)
 - ・ 上記書類返信

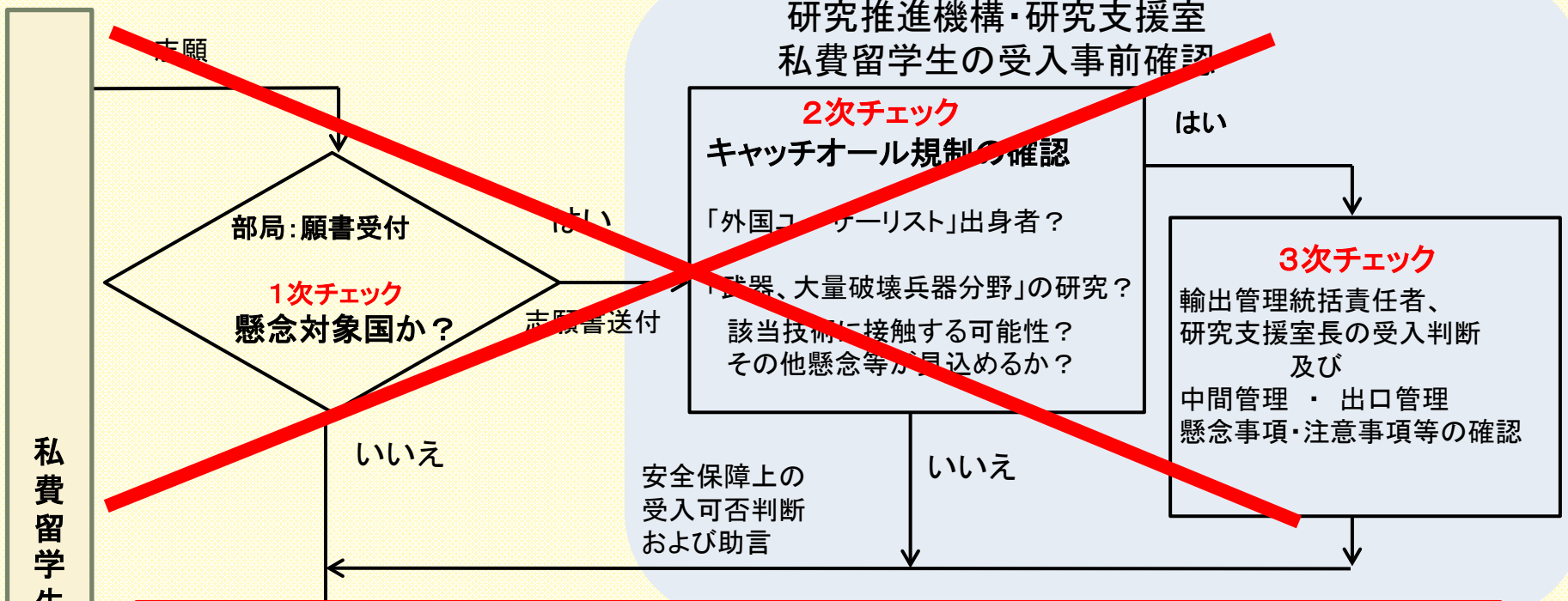
空港税関 (出国携帯品検査時)

税関様式C第5340号 2部受理
押印後1部返却

理工系大学院の私費留学生受入審査フロー(提案)



理工系大学院の私費留学生受入審査フロー(提案)



部局事務関係者及び教員の反対理由

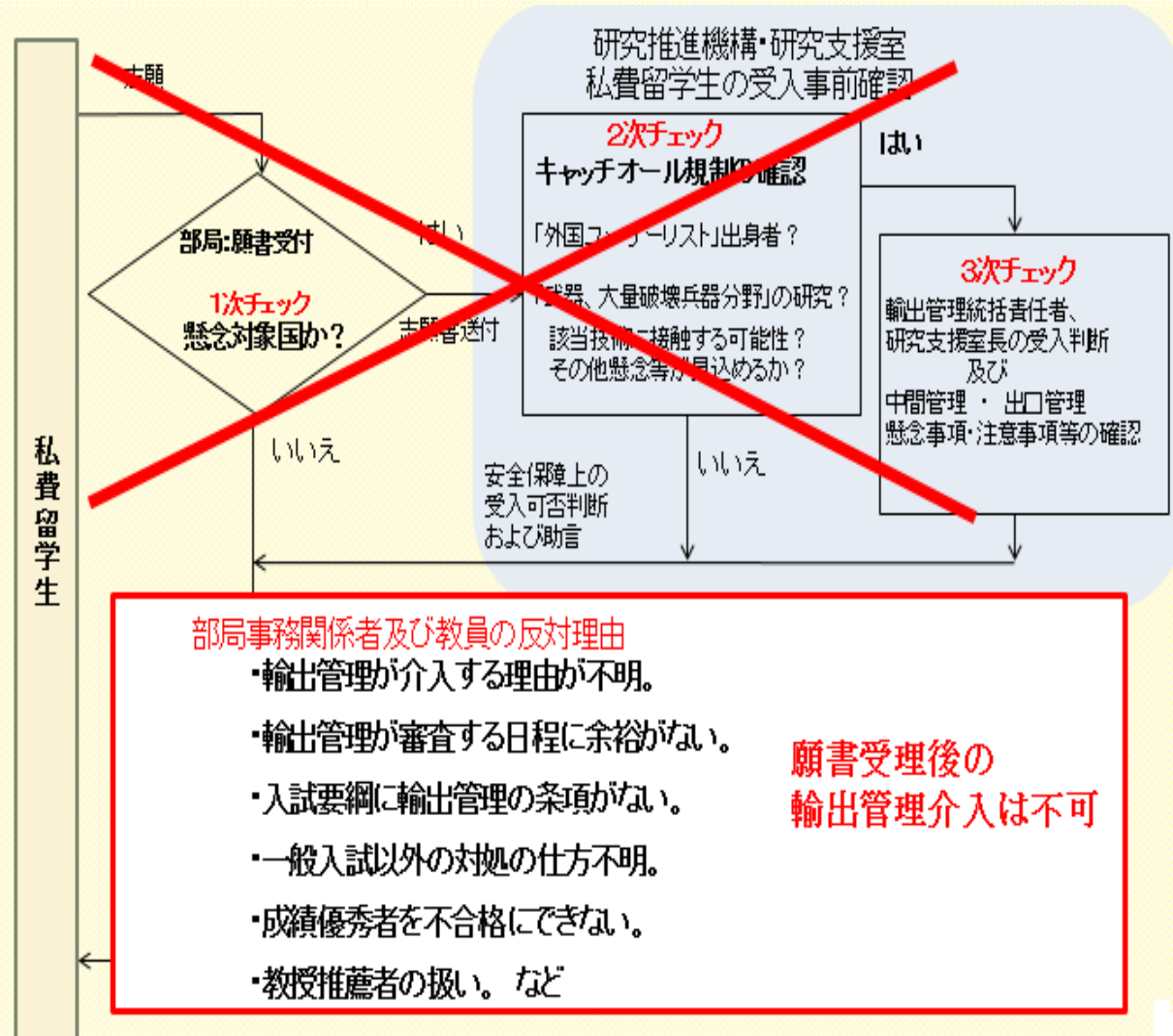
- ・輸出管理が介入する理由が不明。
- ・輸出管理が審査する日程に余裕がない。
- ・募集要項に輸出管理の条項がない。
- ・一般入試以外の対処の仕方不明。
- ・成績優秀者を不合格にできない。
- ・教授推薦者の扱い。 など

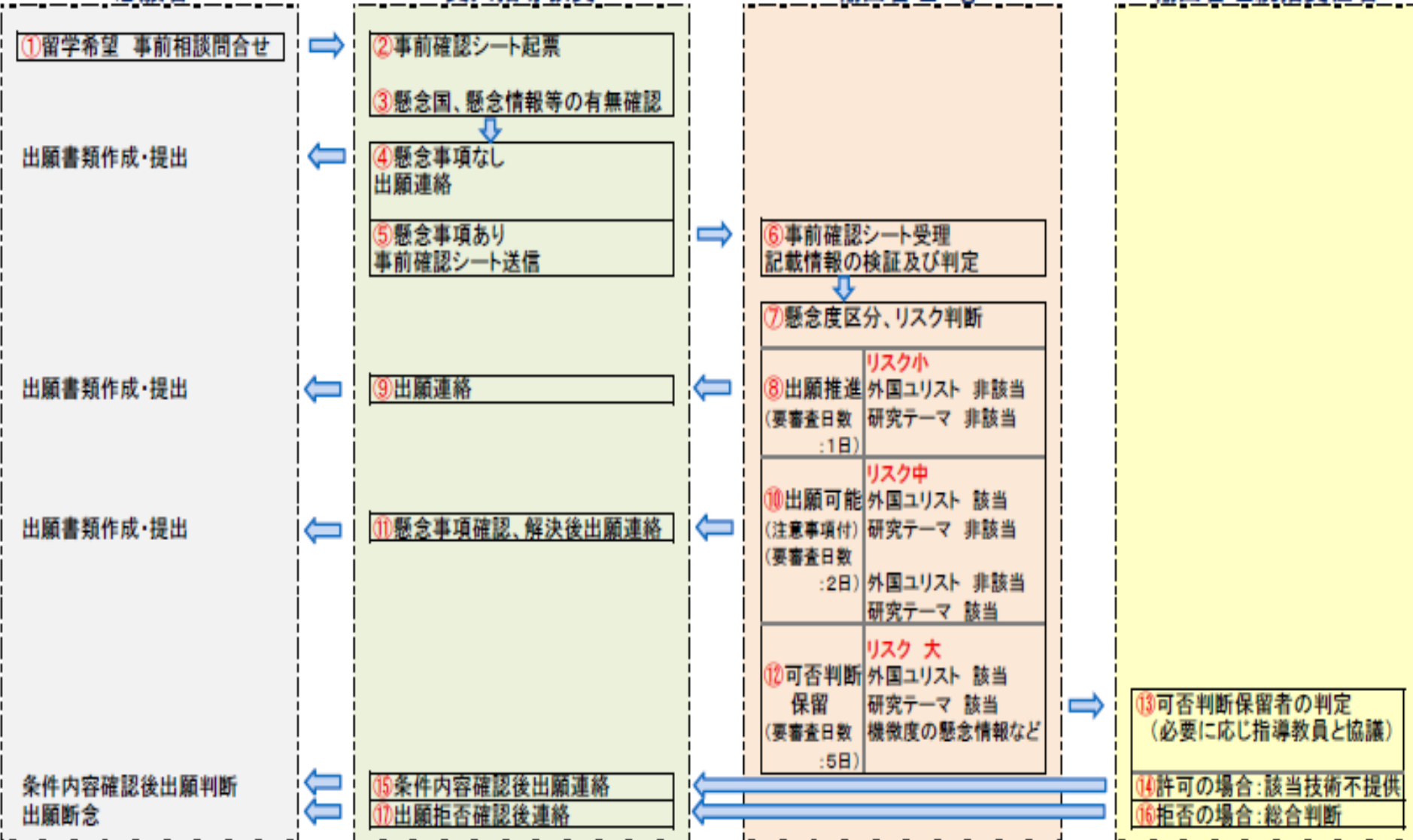
願書受理後の
輸出管理介入は不可

理工系大学院の私費留学生受入審査フロー(提案)

必須事項

願書提出前に
本学の受入指導
教員等に事前相談
すること。
(学生募集要項)





参考:

懸念国: 外国ユーザーリスト掲載国: アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、インド、シリア、パキスタン、北朝鮮、台湾、中国、香港
 国連武器禁輸国: アフガニスタン、イラク、エリトリア、コンゴ民主共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ、リビア、レバノン、北朝鮮
 日本国の規制国: イラン、イラク、北朝鮮

学生募集要項に輸出管理運用趣旨記載

平成28年度10月入学

横浜国立大学大学院工学府

博士課程前期

私費外国人留学生特別コース

学生募集要項

はじめに

本冊子「平成28年度10月入学横浜国立大学大学院工学府博士課程前期私費外国人留学生特別コース学生募集要項」には、平成28年10月に横浜国立大学大学院工学府博士課程前期私費外国人留学生特別コースへ入学を希望する人に必要な情報が書かれています。

博士課程前期の入学に関する事項はI章に、博士課程前期の概要や指導教員一覧はII～III章に、出願手続きに必要な書式集はIV章に記されています。

内容は多岐にわたっていますので、入学を希望する人は本冊子をよく読んで自分に必要とされる情報を正確に取得し、間違いのないように出願手続きを行ってください。

出願に際しては、あらかじめ志望先教員あるいは表1(3頁参照)の問い合わせ先担当教員とよく相談した上で願書を提出してください。

工学府及び各専攻・コースの大学院入学者受入方針、教員の研究内容などは、横浜国立大学大学院工学府のホームページをご覧ください。

大学院工学府ホームページ <http://gakufu.eng.ynu.ac.jp/>

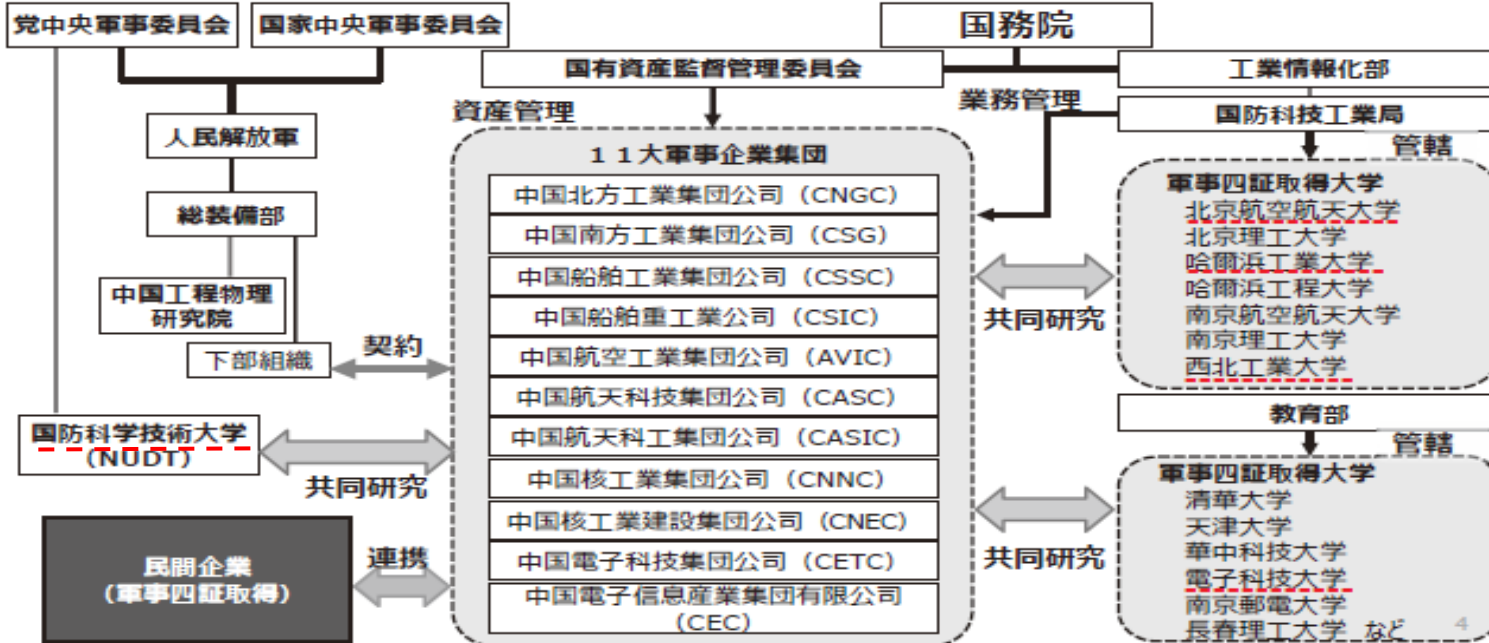
(安全保障輸出管理について)

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。なお、詳細については以下のURLを参照してください。

研究推進機構ホームページ http://www.ripo.ynu.ac.jp/index/adscreening_jp

中国の軍事近代化に向けて軍民融合の動きの強化②

➢ 2006年、「国家中長期科学・技術発展要綱(2006～20年)」において、「軍民分離の科学技術管理体制を改革し、軍民が結びついた新しい体制を確立」することを提示。国営企業、大学・研究機関に加え、民間企業も軍事研究開発等に参画する体制を実現。



本学が共同研究する場合は、軍事研究を警戒する。

CISTEC主催「安全保障輸出管理責任者講演会」資料

----- 外国ユーザーリスト掲載大学

| 名称 | 概要 |
|---------------------|---|
| 1 装備承制単位資格認証 | 人民解放軍と防衛装備品の売買契約を直接締結する企業・大学等に義務付けられている資格 |
| 2 武器装備科研究生産許可証 | 防衛装備品の科学研究・生産活動に従事する組織に取得が義務付けられている資格 |
| 3 武器装備科研究生産単位保密資格認証 | 機密性の高い武器・装備の研究開発・生産に参入する際に取得しなければならない資格 |
| 4 武器装備質量管理体系認証 | 防衛装備品の研究開発・製造等を行う能力(品質管理システム)があることを証明する資格 |

| 国・地域 | 規制対象 | 外国ユーザーリスト | 国連武器禁輸国 | 国内輸出令(別表第4) |
|-------------|------|-------------------|---------|-------------|
| 1、アフガニスタン | | ○ | ○ | |
| 2、アラブ首長国連邦 | | ○ | | |
| 3、イスラエル | | ○ | | |
| 4、イラン | | ○ | | ○ |
| 5、イラク | | | ○ | ○ |
| 6、インド | | ○ | | |
| 7、エジプト | | ○ | | |
| 8、エリトリア | | | ○ | |
| 9、シリア | | ○ | | |
| 10、スーダン | | | ○ | |
| 11、ソマリア | | | ○ | |
| 12、パキスタン | | ○ | | |
| 13、レバノン | | ○ | ○ | |
| 14、リビア | | | ○ | |
| 15、コンゴ民主共和国 | | | ○ | |
| 16、中央アフリカ | | | ○ | |
| 17、北朝鮮 | | ○ | ○ | ○ |
| 18、中国 ・ 香港 | | ○ (軍事4証取得大学含む) | | |
| 19、台湾 | | ○ | | |

かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会 (Kanagawa Export Academia Network ; KEANet.)

この勉強会は、安全保障輸出管理業務を円滑に運用するために、各大学が抱えるさまざまな課題を協議し、実効的な運用規則等を構築し共通標準化することを目的に定期的な開催とする。

1. 協議予定の主要課題 (テーマ)

①輸出管理遵守の取組

- ・ 組織体制構築
- ・ 輸出管理学内規定作成
- ・ 貨物・技術の該非判定
- ・ 教育、研修
- ・ 政省令改正の解釈、米国再輸出規制、物流・通関など
- ・ 実務担当者の配置
- ・ 外為法の概要解釈
- ・ 関連書類等の作成、
- ・ 学内監査

②外国人学生・研究員受入

- ・ 入口・中間・出口管理
- ・ 誓約書

③学内広報周知活動

- ・ 各大学の輸出管理HP
- ・ ガイダンス等
- ・ 最新情報の共有
- ・ 説明会資料作成
- ・ E-Learning

2. 勉強会の基本運営

- ・ 定期開催 3回程度／年、(要請により臨時開催可)
- ・ 持ち回り開催
- ・ 勉強会の会則等は作成しない
- ・ 近畿、九州、四国等各ネットワークとの交流促進
- ・ C I S T E C 講師、先進大学の輸出管理講演聴講
- ・ E F A 大会参加

3. 参加大学 (2016年9月15日現在)

神奈川大学
関東学院大学
東海大学
横浜国立大学

神奈川工科大学
慶応義塾大学
横浜市立大学

KEA Net 勉強会開催概要

| NO. | 開催日時 会場大学 | 出席大学数 | 議 題 |
|-------------|---|--------|--|
| 第 1 回 | 2016年9月17日 14:00-16:30 横浜国立大学 (共同研究推進センター) | 8大学11人 | <ul style="list-style-type: none"> ・KEA Netの目的、今後の運用について ・各大学の現状報告 ・横浜国大の運用取組紹介 ・横浜国大のガイダンス説明 ・周知活動の問題点、有効な策 など |
| 第 2 回 | 2017年1月27日 14:00-16:30 横浜市立大学 (金沢八景キャンパス) | 7大学11人 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理最新情報、政省令改正の確認、 ・EFA2017開催案内 ・近畿ネット活動概要 ・各大学のトピック報告 ・横浜国大の私費留学生受入運用フロー ・留学生受入演習問題 |
| 第 3 回 | 2017年6月23日 14:00-16:45 慶応義塾大学 (矢上キャンパス) | 8大学18人 | <ul style="list-style-type: none"> ・慶応義塾大学の現状報告 ・輸出管理最新情報 ・名古屋議定書締結の対策 ・原産地証明書について ・中国軍事4証取得大学取扱 ・EFA2017アンケート結果参照 |

1. 運用書式の標準共有化

- ・ 事前確認書
- ・ 該非判定書
- ・ 税関用輸出申告書
- ・ インボイス（送り状）

2. 入力システムの導入検討

- ・ 名古屋大学様の運用システム見学
- ・ 既存販売システムの体験
- ・ 専任採用 vs システム導入

3. 安全保障輸出管理ガイドンス作成 (2016年8月配布)

**Security
Export
Control**

for Teachers,
Foreign Students and
Foreign Researchers



横浜国立大学 安全保障輸出管理に関するガイドンス
全教員、全外国人留学生、全外国人研究者 対象
YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

**Security
Export
Control**

for Teachers, Foreign Students and Foreign Researchers



YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY
Research Initiative and Promotion Organization
Version: 5/2016

安全保障輸出管理ガイドンス

発行 : 2016年 8月

配布 : 全教員、留学生、外国人研究員、留学生を扱う関連職員

特長 : 必須情報を抜粋した**初心者向け安全保障輸出管理ガイドンス**

日英併記

強調箇所を赤字表示

イラストにコメント記載

不明な場合は輸出管理Mgr.に連絡 - 安易な自己判断の禁止

文教ニュース掲載 (2016年8月)

入手を希望する大学に配布・送付(40校以上の大学に提供済)

配布後、教員から事前確認依頼増加、特に出張時の持参貨物問合せ多数

※ 安全保障輸出管理ガイドンス主要部分の紹介

安全保障輸出管理ガイドンス主要解説

Contents

1. What is Security Export Control? E1
2. Japan's Export Control Regulations; Goods and Technologies Subject to Control E3
3. The Need for Export Control at Universities E10
4. YNU's Security Export Control System and Operating Rules E12
5. Q&A: What Should I Do in This Situation? E13
6. Where to Submit Prior Check Sheet; Where to Contact for Inquiries / Consultation E18



Contact me anytime
If you have any questions.

The Export Control Manager

目次

1. 安全保障輸出管理とは? J1
2. 日本の輸出管理運用規制と規制対象貨物・技術 J3
3. 大学における輸出管理の必要性 J10
4. 本学の安全保障輸出管理体制と運用規則 J12
5. Q&A こんなとき、どうする? J13
6. 事前確認シート提出先・質問・相談などの連絡先 J18



あなたの研究が兵器として使われる
可能性があります。
分かなければ、相談して下さい。

輸出管理マネージャー

安全保障輸出管理ガイドンス主要解説

1. What is Security Export Control?

Security export control describes the international effort to regulate certain goods and technologies in order to uphold international peace and security. Goods, as defined in this context, include devices, samples, prototypes, components, etc. Security export control measures play an important role in not only protecting the peace and security of Japan, but also preventing international conflicts involving multiple nations, terrorist attacks, and civil wars in foreign countries.

Under the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (FEFTA), in certain cases the permission of the Minister of Economy, Trade and Industry is required when exporting goods or providing technologies which may be used in weapons of mass destruction, etc., in order to ensure that the research findings of universities are not used in such weapons, etc. Please exercise due care in this area.

1. 安全保障輸出管理とは？

安全保障輸出管理とは、「国際的な平和や安全を維持するために、特定の貨物や技術を規制する国際的な取組み」をいいます。ここでの貨物とは、装置、サンプル、試作品、部品等のことを指しています。日本の平和や安全を守るだけでなく多国間の国際紛争やテロ攻撃、他国の内戦等を防止することも安全保障輸出管理の重要な目的です。

外為法では、大学の研究成果が大量破壊兵器等に転用されないように、該当するおそれのある貨物の輸出および技術の提供については経済産業大臣の許可が必要となる場合がありますので、十分にご注意ください。



安全保障輸出管理ガイドンス主要解説

2. Japan's Export Control Regulations; Goods and Technologies Subject to Control

(1) Security Export Control System

Japan's security export control system operates on the following regulations, which are based on the FEFTA and in line with agreements under international regimes. Items subject to regulation require the permission of the Minister of Economy, Trade and Industry when exporting.

(i) List Control

Weapons in their complete form, as well as high-performance materials, products, etc. that could potentially be used in the development of weapons or for other undesirable purposes are listed and subject to export controls. This is known as the "List Control" and the subject items are shown in the next-page list. The List Control is classified into 15 categories and defines the items subject to control along with their technical specifications, etc.

Is it matter of great importance for me?



Don't be so serious.



何
が
関
係
す
る
の
だ
ら
う
？



本
格
的
だ
な
...



2. 日本の輸出管理運用規制と規制対象 貨物・技術

(1) 輸出管理規制

日本の輸出管理規制は国際レジームの合意を踏まえて、外為法に基づき、以下の規制で運用され、規制に該当する場合は経済産業大臣の許可が必要となっています。

① リスト規制

兵器そのものや兵器の開発等に利用できる高い性能を持つ材料や製品等をリスト化し、それらの輸出に対して規制が行われています。この対象物をリスト規制(次頁と呼んでいます。15種類に分類されており、規制の対象となる品目とその技術的仕様などが定められています。

安全保障輸出管理ガイドンス主要解説

3. The Need for Export Control at Universities

(1) Points of Caution Related to Globalization

Increasing technical exchange with universities outside Japan, etc., has sparked more opportunities for international joint research projects, intake of foreign students, and interaction with overseas researchers, including at YNU.

Given these circumstances, over the past several years universities engaged in research and development of advanced scientific technologies have been requested by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology and the Ministry of Economy, Trade and Industry to strengthen their security export control systems in order to prevent the unintentional leakage and diffusion of goods or technologies with the potential to be used in the development or manufacture of weapons of mass destruction, etc. It is therefore critical that universities conduct the appropriate control procedures to ensure that during the course of international exchange or research projects controlled goods or technologies do not come into the possession of military-related companies involved in the development and manufacture of weapons of mass destruction or related equipment, terrorist organizations, or individuals or organizations suspected of involvement in undesirable activities.

We recommend that you contact the export control manager if any questions. Try it.



3. 大学における輸出管理の必要性

(1) グローバル化の注意点

海外の大学等との学術交流の高まりに伴い、国際的な共同研究活動や留学生の受入、外国人研究者等との交流が本学においても活発化しています。

こうした状況の下、数年前から文部科学省と経済産業省は先端的な科学技術の研究開発を行う大学が持っている貨物や技術が不用意に大学から流出・拡散し、大量破壊兵器等の開発・製造等に転用されることの無いように各大学に対して安全保障輸出管理への対応の強化を求めています。大学においても、国際交流活動や研究活動を通じて輸出管理の対象となる貨物・技術が、大量破壊兵器や関連資機材等を開発製造する軍事関連企業やテロリスト集団及び懸念活動を行うおそれのある個人や団体に渡らないように適切に管理することが重要です。

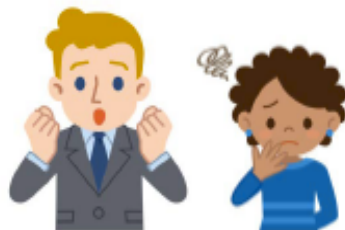
なるほど！
理解と意識ですね！



私の研究が兵器に用いられる可能性を常に気に付けることが重要ですね！

5. Q&A: What Should I Do in This Situation?

We have listed below a selection of common questions from the respective parties involved. YNU supervising/host faculty members should familiarize themselves with all items. **If any points are unclear, please consult your export control manager.**



All Related Parties

(1) Sending (Taking) Items to Overseas Research Institutes, etc.

i) Export of Samples

Q: I want to send a sample I am currently studying to a joint researcher overseas. What procedures are required?

A:

When sending goods overseas, **enter the required information on the Prior Check Sheet for goods (refer to page E18) and submit to your export control manager.** The export control manager will provide the information required to ensure a smooth export process, including the judgment whether the relevant goods are subject to export controls, creation of customs clearance documents, and export method (use of a customs clearance broker or EMS). Please do not proceed with exports based on your personal judgment.

5. Q&A こんなとき、どうする？

対象者別によくある質問例を提示しています。本学の指導教員あるいは受入教員は全ての項目を確認して下さい。**不明な点等があれば、輸出管理マネージャーに相談してください。**



対象者全員

(1) 海外の研究機関等へ物を送る(持っていく)

① サンプルの輸出

研究途中のサンプルを海外の共同研究者に送りたい。どのような手続きが必要ですか？

回答

貨物を海外に送る場合は**貨物用の事前確認シート(参照:J18 ページ)に必要情報を記載し輸出管理マネージャーに提出して下さい。**貨物の判定、通関用の書類作成、輸出形態(通関業者利用またはEMS)など円滑な輸送方法を提供します。独自判断で輸出しないようにお願いします。

安全保障輸出管理ガイドンス主要解説

6. Where to Submit Prior Check Sheet; Where to Contact for Inquiries/Consultation

If you have any questions regarding export-related processes, please contact the university representative at the e-mail address below.

We will provide support in order to prevent trouble or violations in advance to ensure that you can focus on your research or other activities with peace of mind. Making personal judgments is dangerous. If there is anything you are unsure of or do not understand, please contact us!

*To access the Prior Check Sheet, follow the steps below or input the URL provided.

YNU Website (横浜国大HP) → Education and Research (教育・研究) → To Achieve Our Educational Goals (研究への取組) → Security Export Control (安全保障輸出管理) → Security Export Control (internal access only) (安全保障輸出管理(学内限定)) → The Prior Check Sheet (事前確認シート)

<http://www.ripo.ynu.ac.jp/anzenhosho/index.html>

For enquiries, consultation, etc., contact: anzen.hosho@ynu.ac.jp

Export Control Manager Office

2F, Joint Research Promotion Center (N9-2) (ext. 3193)

Basic Policy:

To provide Security, Stability, and Safety on an ongoing basis
To maintain a “Zero Defect” state

Contact me anytime
If you have any questions.



6. 事前確認シート提出先・質問・相談などの連絡先

輸出関連業務について質問などがありましたら以下のメールアドレスに連絡してください。

トラブルや違反を未然に防止するため、また研究活動等に安心して専念していただくために支援いたします。独自判断は危険です。不明な点や判らないことなどは、迷わずご一報を！！

※事前確認シートは以下の手順またはURLにアクセスしてください。

横浜国大HP → 教育・研究 → 研究への取組み → 安全保障輸出管理 → 安全保障輸出管理(学内限定) → 事前確認シート

<http://www.ripo.ynu.ac.jp/anzenhosho/index.html>

質問・相談等の連絡先：anzen.hosho@ynu.ac.jp

輸出管理マネージャー室

共同研究推進センター(N9-2)2F(内線:3193)

基本方針：

安心・安全・安定の継続提供

Zero Defectの維持



いつでも相談下さい。

4. 輸出管理トラブル事例

| 発生箇所 | 概要 | 原因 | 対応策 |
|------|--|--|---|
| 学 内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池を電源とする身体計測器具の中東への輸出 ・ 貨物集荷から通関手続きが1ヶ月以上遅延 ・ 当初の輸送見積価格が連絡の度に増額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の我流判断 <ol style="list-style-type: none"> ① 前回は輸出できた ② 最新の法改正未確認 ・ 委託した通関業者の運用判断の遅れ <ol style="list-style-type: none"> ① 危険物申告書 ② 原産地証明書 ③ 最新の該非判定書 ・ 追加書類は集荷後要求 大学に出荷部門が無い為 トラブル時の対応遅延 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前3者協議必須 ・ 最新の輸出令 及び関連規制確認 ・ 提供サービス等の事前交渉 ・ 手数料項目の調整交渉 |
| 学 内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生入口管理 事前確認シート記載項目に懸念事項が発覚 ・ 指導教員は受入を希望 ・ 輸出管理統括責任者に報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国ユーザーリスト掲載 ・ 専攻科目がリスト規制該当、役務許可取得必要 リスク大 ・ 国内の工業大学中退、その理由不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者によるリスク協議懸念度認識 ・ 指導教員へ中間・出口管理の十分な説明必要 ・ 許可取得困難の理解 ・ 輸出管理統括責任者の最終判断に従う |

輸出管理トラブル事例

| 発生箇所 | 概要 | 原因 | 対応策 |
|---------|---|--|--|
| 税 関（現地） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物受領者確認書提示依頼 中国の大学に（共同研究）チタン合金（粉末）を輸出したが受領者確認が必要、約1ヶ月通関許可されなかった ・ 入管当局は受領者の確認書類を要求 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互大学が押印をした「貨物授受確認書」が未提出 ・ 通関業者の事前助言なし ・ 中国入管当局の明解な説明なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領者確認書の準備 ・ 共同研究期間内に断続的輸出の可能性があるため期限を明記した確認書の準備 ・ 明確な制度説明要求 |
| 税 関（現地） | <ul style="list-style-type: none"> ・ レーザーポインタ没収 ・ UAEに学会出張した教授が入管の手荷物検査で銃器附属品（照準器）と判断され没収 ・ 発表会で使用する光点指示器具の説明をしたが、理解されず返却されなかった | <ul style="list-style-type: none"> ・ プレゼン関連品は輸出管理無関係 ・ 中東諸国の通関検査の厳しい実態の未確認 ・ 安易な自己判断 ・ 日本出国時に無申告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出管理ガイダンス記載内容の理解 ・ 紛争国、懸念国の出入国厳重な通関審査覚悟 ・ 非規制品でも出国時は税関用輸出申告書の提出 |

輸出管理トラブル事例

| 発生箇所 | 概要 | 原因 | 対応策 |
|------------|---|--|--|
| E M S ・ 税関 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国の共同研究先にマグネシウム合金の塊（4種、計9.5kg）を輸送手続きしたが韓国税関で2週間滞留した ・ 横浜郵便局持込後翌日韓国国際局着 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国税関が申告価格に疑問判明 ・ 総額5万以下の価格に不信感を持たれた ・ 領収書提出の要求 ・ トラブル発生に対して郵便局は反応が遅い ・ 政情不安、反日感情の可能性も否定できない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書の代わりに見積書提出、判定書インボイスも提出 ・ 体積比及び経年劣化を参考に算出し韓国側の受取人に詳細連絡し韓国税関に説明 |
| 通関業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地法人支社から想定外の手数料追加請求 ・ 海外の経費（通関配達）も全て国内処理で完了後（1ヶ月後）現地通関手数料が請求された ・ 国内本社に抗議し支払拒否を貫き受理された | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年数回の輸出件数の大半は優先顧客でない ・ 顧客満足を満たす交渉を避けている（訪問して説明不足の謝罪がない） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払は国内経費と海外経費を国内処理で事前合意済 ・ 見積書の手数料項目の詳細を事前確認済 ・ 営業担当者との事前確認重要 ・ 取り扱い手数料は交渉次第で変更可能 |

5. 今後の課題

1. 輸出管理を含む貿易管理サポート体制の強化

- 輸出手順の標準化、HP掲載、先進大学の訪問、外部機関の利用
- 統括責任者（副学長・理事）の指示（部局長への運用通達、説明会同行、調査票連名など）
- 通関業者との交流（Door to Door のサービス提供確認）
サービス提供が得意分野により異なるので要比較検討
特に冷凍・冷蔵貨物は事前確認および双方の合意が重要
- 留学生の中間・出口管理運用策作成、誓約書の検討
- 輸出管理入力システムの導入検討

2. 各部局事務の協力必須

- 説明会、新規運用、調査依頼など部局事務の理解必要。
- 負担を与えない、感じさせない。
- 留学生の情報提供。

3. 全件密着サポートの提供

- 本学では現在の安全保障輸出管理業務において「濃淡管理」は存在しない。
輸出件数の実績・経験も少ない、周知活動（重要性・必要性）も不十分。
発展途上の本学は違反・トラブルなど事前防止のために全件密着サポート提供が必要。

愛される貿易管理を目指して

安全・安心・安定の提供、Zero Defectの継続

ご清聴ありがとうございました

